

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日

財団法人郡山市文化施

設管理公社規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社（以下「公社」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 公社は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては会議出席時、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、役員又は評議員当人から辞退の申出があった場合は、無報酬とする。
- 4 常勤役員及び非常勤役員並びに評議員には、前条第 5 号で規定する報酬等のうち、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当は支給しないものとする。

(報酬の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬月額は、別表第 1 に掲げる額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤役員が月の途中で就任、退職又は解任された場合は、その勤務した日数に

応じ、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算によりその月分の報酬を支給する。

3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表第2に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員にあっては、理事会又は評議員会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。

2 前項に規定する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(通勤手当)

第8条 常勤役員には、公社職員の通勤手当の例により支給する。

(旅費)

第9条 役員及び評議員が会議に出席した場合は、別表第3に定める額を支給する。

2 役員及び評議員が出張する場合の旅費は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社職員旅費規程に基づき支給するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、役員又は評議員当人から辞退の申出があった場合は、支給しないものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年財団法人郡山市文化施設管理公社規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公益財団法人郡山市文化・学び振興公社規程第3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社の設立の登記の日から施行する。
(財団法人郡山市文化・学び振興公社役員の報酬等に関する規程の廃止)
- 2 財団法人郡山市文化・学び振興公社役員の報酬等に関する規程（平成16年財団法人郡山市文化施設管理公社規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成25年公益財団法人郡山市文化・学び振興公社規程第2号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年8月20日から施行し、この規程による改正後の公益財団法人郡山市文化・学び振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年8月1日から適用する。

(報酬等及び費用の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公益財団法人郡山市文化・学び振興公社役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の規定に基づいて支給された報酬等及び費用は、改正後の規程の規定による報酬等及びに費用の内払とみなす。

別表第1（第4条関係）

区分	報酬額の範囲
常勤役員報酬	一人当たり月額 400,000円以内

別表第2（第4条関係）

区分	報酬額 (会議出席1回あたり)
非常勤役員報酬	5,000円
評議員報酬	5,000円

別表第3（第9条関係）

区分	旅費の額 (1回につき)
用務地から半径5キロメートル以内の居所を基点とする旅行	600円
用務地から半径5キロメートルを超える15キロメートル以内の居所を基点とする旅行	1,500円
用務地から半径15キロメートルを超える居所を基点とする旅行	3,000円